

2025年7月30日

第523回理事会

国からの要請に基づく接続検討依頼等について

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に向けて国から「暫定的な連系予約及び接続検討の要請について（令和7年7月24日付20250718資省部第2号）」により要請があったことから、業務規程第68条の2第3項の規定に基づき一般送配電事業者へ暫定的な連系予約の要請を通知し、同規程第71条第2項の規定に基づき接続検討の依頼を別紙のとおり実施する。

以上

【添付資料】

別紙：国からの暫定的な連系予約の要請の通知および接続検討の検討依頼

別紙については、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づく秘密情報に該当するため、非公表とする。

【参考】

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）

第八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。

一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

二 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であると認められること。

三 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること。

四 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。

五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。

六 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第二条第五項に規定する低潮線保全区域又は同法第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域と重複しないこと。

業務規程

第68条の2 本機関は、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの連系予約の要請を受け付ける。

2 本機関は、前項の要請の内容を変更する又は要請を取り下げる国からの要請を受け付ける。

3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、当該連系予約の対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に通知する。

第71条 本機関は、接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受けた場合、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる

会員（以下この章において「一般送配電事業者等」という。）に対して、その旨を通知する。

2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、接続検討の受付を行い、一般送配電事業者等に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、接続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で接続検討の受付を行う。

一 前項の通知を受けた一般送配電事業者等から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合

二 国からの接続検討の要請があった場合